



町田消費生活センター ☎725・8805

「法テラス」とは？

これまでは、日常生活で法的なトラブルが発生した場合、行政機関、弁護士会、司法書士会、消費者団体等は別々に相談を受けてきました。愛称を「法テラス」とする「日本司法支援センター」は、総合法

律支援法に基づいて設立された法律事務所。独立行政法人です。「法で社会を照らす」という意味を込められた法テラスは、昨年10月から全国50か所で業務を開始しました。利用者(国民)に対しての法律情報・サービスの提供には、次の5つが主な業務内容となっています。法的トラブルや紛争解決に役立つ法制度を紹介し、法律サービスを提供する関係機関の情報を無料で提供する。資力の乏しい方に、法律相談と訴訟費用の立替や、弁護士、司法書士の紹介をする(法律扶助協会から引き継がれた業務)。弁護士がいない地域をなくす司法過疎対策。犯罪の被害者やその家族に対し、損害や苦痛

の回復・軽減を図るための支援。被疑者や被告人に国選弁護人を確保する、などの実務を扱います。そのため、東京都内にコールセンターが開設され、そこに電話をすればオペレーターが相談内容に応じて、適切な相談窓口や支援制度がある組織に電話を転送してくれます。相談内容は金銭貸借(消費者金融対策)、離婚などの夫婦関係、相続、悪質商法などの消費被害、土地家屋などの賃貸借、交通事故、医療事故、近隣問題、労働問題(パート・契約社員の労働条件、賃金未払やサービス残業)など、生活全般に係わる幅広い事例が挙がっています。「社会あるところ法あり」という格言のとおり、法律は社会の秩

序を維持することにあります。安全で安心な生活を保つために、法テラスは法的トラブルの切実な悩みから立ち直り、一歩踏み出す人をサポートする公的なサービス機関です。未だ動き出したばかりのため認知度は高くないかもしれませんが、誰でも簡単に法律サービスを受けられるようになっていきます。特に情報力の少ない高齢者には、「駆け込み寺」となる役割も期待されています。法律を身近なものにして強い味方になれるように、トラブル解決の「総合窓口」として、気楽に利用したいものです。問「法テラス」コールセンター ☎0570・078374

郵便等による不在者投票

○郵便等による不在者投票とは？

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

○該当となる方は？

代理記載制度の該当者を除いてご自分で字を書くことができ、下記のいずれかに該当される方
介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方 **注意1**
身体障害者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方
戦傷病者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方

介護保険被保険者証	身体障害者手帳				戦傷病者手帳			
	要介護状態区分	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度
要介護5	両下肢 1・2級	心臓 1・3級	じん臓 1・3級	両下肢 1・3級	特別項症 第2項症	心臓 特別項症 第3項症	じん臓 特別項症 第3項症	特別項症 第3項症

代理記載制度について 上記のいずれかに該当され、かつ身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級または戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方で、ご自分で字を書くことが困難な方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができる制度です。手帳の級が上記級であっても、手帳に複数の障がい名または、表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないこともあります。

表1 環境大気測定結果(単位:pg-TEQ / m³)

採取日	測定結果					環境基準値
	2006年		2007年		平均	
採取場所	6/20~6/27	8/8~8/15	11/2~11/9	2/13~2/20		0.6
少年野球場	0.044	0.034	0.049	0.041	0.042	
大賀ぐうし館	0.042	0.038	0.062	0.050	0.048	
小山田中学校	0.054	0.040	0.078	0.051	0.056	
小山田小学校	0.044	0.045	0.059	0.044	0.048	
埋立地北側	0.047	0.040	0.063	0.051	0.050	
埋立地南側	0.044	0.041	0.058	0.05	0.073	

1 大気の大気採取は1週間連続でおこなっています。

○申請方法は？

いつでも申請できます。選挙管理委員会にある申請書にご記入のうえ、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請して下さい(申請書は郵送もします)。該当となる方に郵便等投票証明書を交付します。

○ご注意

申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに2か月程度かかることもあります。郵便等投票証明書には、有効期限があります。有効期限が過ぎた場合は、あらためて申請手続きが必要です。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めに！

問 選挙管理委員会 ☎724・2168

ダイオキシン類 調査結果

町田リサイクル文化センターの焼却炉及び近隣環境における2006年度ダイオキシン類の測定結果をお知らせします。

問 清掃工場 ☎797・9155

表2 土壌測定結果(単位:pg-TEQ / g)

採取日	測定結果		土壌環境基準値
	2006年	11月21日	
採取場所			1000
都立小山田緑地	36		
市立忠生中学校	39		
ときわ児童公園	30		
こぶし広場	11		

表3 焼却炉の排ガス等測定結果(単位:(排ガス)pg-TEQ/Nm³、(飛灰)pg-TEQ / g)

採取場所	採取日	排ガス		飛灰	
		測定結果	排出基準値	測定結果	基準値
2号炉	8月14日	0.20	1	1.3	
3号炉	6月22日	0.14	1	4.6	
4号炉	6月22日	0.26		11	
固化灰	6月22日			5.7	3 ²
2号炉	11月6日	0.13		3.2	
3号炉	11月6日	0.13	1	1.3	
4号炉	10月13日	0.25		11	
固化灰	10月13日			6.3	3 ²

2 飛灰等の基準は、固化設備を用いて処理しているため、適用されません。

表4 水質等測定結果(単位:(水質)pg-TEQ / L、(汚泥)pg-TEQ / g)

採取日	2006年		2007年		排水基準値:10	環境基準値:1
	8月10日	2月8日	8月10日	2月8日		
採取場所						
モニタリング井戸水	0.060	0.071			1	
埋立地南側井戸	0.063 ³	0.062			1	
排水浄化センター処理水	0.72	0.52			10	
原水(処理前)	34	11				
工場排水(処理前)	24	33				
埋立地浸出水(池辺)	1.7	1.7				
埋立地浸出水(峠谷)	0.28	0.010				
	8月10日	2月8日				
脱水汚泥	100	200				

3 10月13日に採取しました。

見直そう今までの暮らし 考えようこれからの暮らし

6月は環境月間

問 環境保全課 ☎724・2711

地球温暖化のような地球規模の問題から廃棄物・リサイクル対策のような身近な問題に至るまで、環境問題を解決していくためには、私たちのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、現在の社会そのものを変革していくことが求められています。中でも、資源とエネルギーの大量消費に依存しない社会づくりが重要となり、環境の「日」と定められています。

点で測定しました(表2)。その他、水質、焼却炉の排ガス等について、表3・表4に示した地点で測定しました。大気と土壌については、環境基準値以下でした。また、排ガスについては、排ガスの基準である1立方メートルあたり1ナノグラム(ナノグラムは十億分の1グラム)を下回る結果でした。その他、清掃工場の排水と埋立地の浸出水を処理している排水浄化センターの処理水も排水基準値以下です。

ゴミゼロ市民会議便り

推進しよう ノーレジ袋運動とマイバッグを

町田市では、2005年10月から、家庭から排出される「燃えるごみ」「燃えないごみ」は有料化になり、これらのごみを有料袋に入れて戸別収集方式で市が回収しています。従って、ごみを出すための袋として、有料袋まで使用されていたレジ袋は不要になりました。全国で1年間に使用されるレジ袋の量は、Lサイズ換算で約305億枚、即ち、一人当たり年間約300枚になり、家庭に持ち帰った後は大半がそのままごみとして捨てられ、レジ袋は使い捨ての象徴といわれ、レジ袋の削減は今やごみ減量推進のシンボルとなっています。

レジ袋を、有料袋の中に入れる小袋として多用していることも、

レジ袋削減のため、「コンビニECOバッグ」を作成して、都内から順次に全国で賛同企業を募り、この携帯バッグを普及していくコンビニがあります。問 ゴミゼロ市民会議事務局(ごみ減量課) ☎797・0530

環境重点配慮指針(町田発/エコ・アクション)

環境問題を学ぶ	まちを汚さない	緑地の保全	買い物	自動車利用
環境学習や生涯学習のイベントなどに積極的に参加	あきかんの吸い殻やあきびん、たばこなどのゴミは、きちんと持ち帰ります。	植樹や植栽に努めます。緑地保全基金に協力します。地域農業の支援に協力します。	買い物にはマイバッグ(買い物袋)を持参し、レジ袋や商品の過剰包装を断ります。	マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車や電車、バスを利用します。必要以上の暖機運転や、無駄なアイドリングをしません。
環境関連情報を提供します。	敷地や屋上の緑化、生垣の設置を進めます。緑地保全基金に協力します。新鮮で安全な農産物を地域に提供します。	マイバッグを奨励し、過剰包装をしません。	低公害車を導入します。必要以上の暖機運転や、無駄なアイドリングをしません。	事業者の配慮指針

このコーナーは原則「ごみゼロ市民会議」広報・環境教育チームの原稿をそのまま掲載しています。レジ袋削減運動を推進し、マイバッグの普及を促すことにより、世間で議論されているように、レジ袋の有料化が考えられるようになってきました。レジ袋削減運動を推進し、マイバッグの普及を促すことにより、世間で議論されているように、レジ袋の有料化が考えられるようになってきました。レジ袋削減運動を推進し、マイバッグの普及を促すことにより、世間で議論されているように、レジ袋の有料化が考えられるようになってきました。